

## 自立援助ホーム そなえでの生活の約束

### 1 利用料金

家賃（食費・光熱費等含む）30000 円を毎月納めてもらいます。

### 2 時間について

基本的には夕食時間の 19 時頃には帰るようにしてください。用事があって遅くなる場合は事前にホームへ連絡し、遅くとも 23 時（山口県青少年健全育成条例より）には帰るようにしてください。

外出は特別な事情があれば午前 5 時 30 分（山口県青少年健全育成条例）から可能です。

入浴の時間は 23:59 までに済ませて下さい。（お風呂使用時間一人 30 分以内、朝の入浴は控えてください。）次の日の生活や周りの大人、入居者のことも配慮し、自分で考えて行動してください。

### 3 食事

朝食は 7:00～7:30、昼食は 12:00～12:30 夕食は 19 時（朝食、昼食は必要があれば事前に連絡を受けることで用意します。連絡がなければ用意しません。）とし、基本的には入居者みんなで食事をとります。これをホームでは大切なことであると考えています。

### 4 居室

2 人部屋になります。簡易ベッドやハンガーなど貸し出す家具がありますが、退居時には現状復帰での返却とし、破損させたものについては弁償を求めることがあります。部屋割りの優先順位は入居順に意思が尊重されることとなるため、①（番長い入居者）→②→③→④→⑤→⑥の順番に部屋割りの希望を聞きます。

### 5 就労

必ず働いてください。働かない時期がないようにしてください。22 時を過ぎる仕事は奨励しません。また、客とお酒を呑む仕事や風俗業は認めません。9 時から 18 時までなどの日勤時間帯での労働を奨励します。

### 6 外泊

自宅や友人宅（友人宅は一回につき 1 泊まで：異性宅は許可しない）へは外泊願いを事前に提出すれば可能です。手続きを踏むことを忘れないようにしてください。ただし、子どもものの生活状況や外泊先によっては許可できない場合があります。

## 7 友人

ホームの大人に紹介できる友達は、連れてきてもらって構いません。しかし、ほかの入居者のことも考え、自室へ招き入れることはしないでください。(2人部屋のため)  
ただし、友人がホームに泊まることは認めません。夕食時には帰ってもらいましょう。

## 8 飲酒・喫煙

未成年の場合、一切禁止です(未成年者喫煙禁止法)

## 9 服装

染髪・ピアスは特に禁止ではありませんが、就労に支障ないようにしてください。入居中の入れ墨禁止とします。

## 10 電話

ホームの電話番号は信用できる人以外には教えないでください。また、ホームにかかってくる電話は大人が出た後で必要に応じて入居者へ取り次ぎます。

入居者が電話を利用することはできますが、必要最低限にしてください。

携帯電話の契約は保護者に契約をお願いしてください。それが難しいようならホームの大人へ相談してください。

## 11 携帯

携帯は本人名義で契約し支払いは自分でします。ホームが保証人になります。

(就労出来ている事が条件です。) 23時には携帯を預かります。

## 12 保険

保護者の方の保険に入るか、アルバイト先の社会保険、国民健康保険に加入してください。

保険料はアルバイト代から支払ってください。

## 13 その他

マイナンバーカードを作りましょう。

## 14 所持品

現金・通帳・印鑑・キャッシュカード・健康保険証等の貴重品はホームへ預けることをおすすめします。(強制ではありませんが、鍵のかかる部屋で保管するため安全です。)

## 15 退居

退居時期についてはホームの大人と話し合っ決めてましよう。退居する際には入居した時の状態に部屋を戻してください。破損個所については弁償してもらいます。

16 ホーム内での喧嘩で被害を受けた場合は被害届をホームから出します。

※特別な理由により約束を守ることが難しい場合は、ホームの大人に早めに相談してください。

作成：平成 28 年 4 月 1 日

改訂：平成 28 年 8 月 14 日

平成 29 年 1 月 18 日

平成 29 年 1 月 30 日

平成 29 年 11 月 7 日

令和 5 年 1 月末日